■山口隣保館　使用料改定一覧

番号	条例名	種別	使用料等の名称・区分	規定箇所	R9.3.31 まで（円）	R9.4.1 以降（円）
243	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	和室_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	220	260
244	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	和室_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	560	670
245	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	和室_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	190	230
246	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	和室_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	500	600
247	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	和室_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	240	290
248	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	和室_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	630	760
249	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	調理室_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	220	260
250	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	調理室_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	560	670
251	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	調理室_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	190	230

■山口隣保館　使用料改定一覧

番号	条例名	種別	使用料等の名称・区分	規定箇所	R9.3.31 まで（円）	R9.4.1 以降（円）
252	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	調理室_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第１（第 14 条関係）	500	600
253	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	調理室_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第１（第 14 条関係）	240	290
254	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	調理室_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第１（第 14 条関係）	630	760
255	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	会議室_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第１（第 14 条関係）	220	260
256	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	会議室_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第１（第 14 条関係）	560	670
257	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	会議室_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第１（第 14 条関係）	190	230
258	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	会議室_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第１（第 14 条関係）	500	600
259	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	会議室_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第１（第 14 条関係）	240	290
260	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	会議室_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第１（第 14 条関係）	630	760
261	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	集会室_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第１（第 14 条関係）	650	780

■山口隣保館　使用料改定一覧

番号	条例名	種別	使用料等の名称・区分	規定箇所	R9.3.31 まで（円）	R9.4.1 以降（円）
262	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	集会室_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	1,660	1,990
263	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	集会室_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	580	700
264	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	集会室_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	1,480	1,780
265	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	集会室_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	730	880
266	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	集会室_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	1,850	2,220
267	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	多目的ホール_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	2,790	3,350
268	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	多目的ホール_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	6,640	7,970
269	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	多目的ホール_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	2,480	2,980
270	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	多目的ホール_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	5,900	7,080

■山口隣保館　使用料改定一覧

番号	条例名	種別	使用料等の名称・区分	規定箇所	R9.3.31 まで（円）	R9.4.1 以降（円）
271	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	多目的ホール_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	3,110	3,730
272	山口市隣保館設置及び管理条例	空調代（冷暖房）	多目的ホール_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	7,380	8,860
273	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	浴室（１人につき）_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	100	120
274	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	浴室（１人につき）_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	100	120
275	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	浴室（１人につき）_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	100	120
276	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	シャワー室（１人につき）_午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	100	120
277	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	シャワー室（１人につき）_午後 1 時から午後 5 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	100	120
278	山口市隣保館設置及び管理条例	使用料	シャワー室（１人につき）_午後 5 時から午後 10 時まで	別表第 1（第 14 条関係）	100	120